

令和5年度下半期 監査の概要 (令和6年2月7日までの決定分)

■ 範囲

主に令和4年度における地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び同条第2項に規定する事務の執行並びに同条第7項に規定する財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行を監査するとともに、事業内容・処理状況により、それ以外の年度についても監査対象とした。

■ 結果

監査を実施した範囲における検出事項の概要は以下のとおりである。

1 施策事業に関するもの 2件

	項 目	部 局 等
1	西大阪治水事務所における津波・高潮ステーションの運営について	西大阪治水事務所
2	大阪府教育センターにおける教育相談の取組について	教育センター

2 事務処理に関するもの 28件 17所属 (※検出事項の重複する所属があるため、所属数は合計と一致しない。)

(1) 財務会計事務 2件 2所属

- ・ 決裁遅延 2件 2所属

(2) 庶務諸給与事務 12件 6所属

- ・ 管内旅費の支給事務の不備 5件 5所属
- ・ 旅費の精算事務の不備 2件 2所属
- ・ 不適切なサービス管理 5件 4所属

(3) 資産管理事務 6件 6所属

- ・ 公有財産台帳の登載誤り 5件 5所属
- ・ 備品管理の不備 1件 1所属

(4) 新公会計制度事務 6件 6所属

- ・ 建設仮勘定の精算事務の不備 1件 1所属
- ・ 資産と費用の区分誤り 5件 5所属

(5) その他の事務 2件 2所属

- ・ 有効期間を経過した計量器の使用 1件 1所属
- ・ 毒劇物管理の不備 1件 1所属

■ 対象機関

	所管部局	監査対象機関
本 庁 (1)	監査委員事務局	監査委員事務局
出 先 機 関 (64)	政策企画部	消防学校、東京事務所
	財務部	府税事務所（中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河内・中河内・北河内）、大阪自動車税事務所
	府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所、パスポートセンター
	福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター（中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田）、修徳学院、子どもライフサポートセンター
	健康医療部	保健所（池田・茨木・守口・四條畷・藤井寺・富田林・和泉・岸和田・泉佐野）、こころの健康総合センター
	商工労働部	計量検定所、高等職業技術専門校（東大阪・夕陽丘・南大阪・北大阪）、大阪障害者職業能力開発校
	環境農林水産部	農と緑の総合事務所（北部・中部・南河内・泉州）、動物愛護管理センター、家畜保健衛生所
	都市整備部	土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、安威川ダム建設事務所、モノレール建設事務所
財政的援助団体等 (11)	教育庁	教育センター、中之島図書館、中央図書館
	副首都推進局	公立大学法人大阪
	府民文化部	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団
	福祉部	一般財団法人大阪府青少年活動財団
	健康医療部	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
	商工労働部	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団、地方独立行政法人大阪産業技術研究所
	環境農林水産部	公益財団法人大阪府漁業振興基金
	都市整備部	大阪府土地開発公社、大阪府道路公社、公益財団法人大阪府都市整備推進センター
教育庁	少年自然の家共同事業体	